

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査テーマ

債権管理（税債権を除く）の事務の執行について

(2) 監査の対象期間

原則として、平成29年度（必要に応じて同28年度以前）

(3) 監査対象の範囲

平成29年度末現在、収入未済額があった債権、及び、平成29年度中に不納欠損処理がなされた債権

3. 事件を選定した理由

群馬県の過去の包括外部監査において、平成13年度に「貸付金の管理状況」、平成18年度に「県立学校の財務事務の執行及び管理運営」、平成21年度に「群馬県の住宅政策」、平成23年度に「債権（主に貸付金及び収入未済額）の管理に関する事務の執行」がテーマとなり、債権管理に関する指摘事項や意見が多数出され、それぞれの監査結果に対する改善措置によって、一定の成果が見られた。

しかし、その一方で、長期滞留債権として残っているもので、現状の管理の仕方では解消することが期待できないものがあったり、上記監査結果の提言の中で、債権の管理・回収を行う専門的な部署を設けることが望ましいという監査意見を受けて、群馬県としても検討したが、結論には至らず、全庁的なマニュアル改訂などに留まっている経緯などもあり、他の観点からの提言が外部から早急になされる必要があると認められる。

さらに、平成29年5月26日に成立し、同年6月2日に公布された民法（債権関係）改正法が2020年4月1日に施行されることとなり、それまでに旧民法（現行法）下での債権管理について、早急に問題点を洗い出して解消する道筋を示しておくことも有意義であると判断した。

なお、上記の趣旨からは距離のある税債権の管理については、今年度の監査対象からは除外することとしたが、税債権以外の強制徴収公債権については、必ずしも、その管理が地方税のように体系化されていないため、監査対象に含めた。

4. 監査の視点Ⅰ（収入未済額のある債権）

(1) 債権の概要の把握

ア. 歳入科目

イ. 担当部署。県庁外の出先機関（県の地域機関及び専門機関）等も確認。

ウ. 債権の発生原因と種類

債権の法的性質などについて担当部署の認識・取扱い

- エ. 債権の内容
 - 当該債権発生に至る具体的な経緯
- オ. 時効期間
 - 担当部署の認識・取扱いと根拠条文
- (2) 収入未済・不納欠損等の状況
 - ア. 平成29年度の債権額の推移
 - 監査対象年度の期首・期末の残高、期中の増減
 - イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳
 - 平成29年度の期末残高が最初に収入未済となってから、どの程度の期間を経ているのか、当初調定年度から把握
 - ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情
 - ①調定の実施状況、②調定・戻入の際の納期限の設定状況、③適時・適切に回収できない理由、④（公債権の場合）納入通知における行政不服申立ての教示の有無等
- エ. 不納欠損処理の状況
 - ①不納欠損の有無、②過去5年の債権放棄の有無、③不納欠損の時期について何らかの取り扱い基準の有無
- (3) 債権（収入未済額）の管理・保全
 - ア. 管理体制
 - ①債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況、②システム上の管理運用状況、③担当者等の権限分配の状況等
 - イ. 債務者に関する情報の収集
 - ①債務者について収集・保管している情報、②調査の方法と頻度、③債務者との通信・面談記録の有無等
 - ウ. 消滅時効の管理状況
 - ①起算点・時効期間の管理状況、②中断措置の有無・方法、③時効完成後の対応等
- (4) 債権（収入未済額）の回収事務
 - ア. 督促の実施状況
 - ①実施方法・頻度、②延滞金等の妥当性、③督促状の記載の適否
 - イ. 督促に応じない場合の措置
 - ①滞納処分（強制徴収公債権）又は強制執行等（非強制徴収公債権・私債権）の実施状況、②法が用意した手段（履行期限の繰上げ・繰上徴収、債権申出等の措置）の実施状況、③任意的手段（催告・納付相談・納付誓約の徴求等の手段）の活用状況
 - ウ. 財産調査の実施状況
 - ①債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況、②債務者でない者への財産調査実施の有無
 - エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

①連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況、②債務者死亡後の相続人対応の実施状況等

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

何らかの方針・基準の有無・適否

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

処理方針の有無・適否

ウ. 法が用意した制度の利用状況

滞納処分 of 執行停止の利用状況（強制徴収公債権）または徴収停止措置・履行延期の特約の利用状況（非強制徴収公債権・私債権）

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

当該債権について、過年度の包括外部監査結果にある指摘事項・意見がある場合、担当部署等が採った措置の実情

5. 監査の視点Ⅱ（損失補償契約）

(1) 損失補償契約の概要

ア. 損失補償契約の相手方

契約の直接の相手方

イ. 損失補償の発生事由

どのような事由が発生したら、損失補償することとなっているか

ウ. 損失補償支払が生じた場合の求償権発生の有無

損失補償が生じた場合に県に求償権が生じるか、生じないとしても、相手方に求償権がある場合に回収の余地があるか

エ. 未収金利の取扱い

(2) 補償実績

ア. 平成29年度の損失補償限度額と補償債務残高の発生年度別内訳

限度額と補償債務残高に不均衡がないか

イ. 過去5年間の損失補償支払額の推移

過去5年間の損失補償支払額、リスクの程度

(3) 損失補償の判断基準

ア. 要件・効果を明確化した内規の有無

契約締結の際に判断基準となる内規の整備状況

イ. 損失補償限度額や補償対象の適否の判断方法

限度額や補償対象の設定の適否

(4) 県の資金の預託・貸付について

金融機関等への県の資金の預託や貸付の有無と相手先別内訳

(5) 損失補償が発生する可能性のモニタリング

損失補償を行う事由が発生する可能性につき、モニタリングの方法・頻度

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

当該損失補償契約について、過年度の包括外部監査結果にある指摘事項・意

見がある場合、担当部署等が採った措置の実情

6. 主な監査手続

(1) 債権（収入未済額）の監査

平成29年度末に収入未済額があるか、同年度中に不納欠損処理がされた債権について、アンケート調査を行い、債務者数が多数に上る債権につきサンプリングを行った上で、担当部署（出先機関等で管理されている場合は、当該出先機関等の担当者を含む。）に対するヒアリングを実施した。また、原資料閲覧・突合・吟味も行った。

(2) 損失補償契約の監査

以上に加えて、損失補償契約についても、平成29年度に補償残高がある損失補償契約を所管する農政部農業構造政策課と産業経済部商政課に対するアンケート調査及びヒアリングを行った。県が議会の承認を得て締結する損失補償契約は、法形式としては債務負担行為であって、直接的には債権管理に該当しないが、これまでの債権管理に係る監査においても取り上げられており、実質的には貸付金の信用リスク管理と類似の側面があるといえることから、監査対象に含めることとした。

(3) 往査場所

資料閲覧とヒアリングは原則として群馬県庁内で行ったが、直接の債権管理が出先機関で行われ、かつ、対象債権の調定件数・債務者数が多数に上り、多数の担当者の移動と膨大な資料の運搬に支障を来すと認められる場合には、当該出先機関に監査人ないし監査人補助者が出向いてヒアリング等を行った。

(4) 監査範囲

平成29年度に不納欠損処理を行ったか、同年度末に収入未済額がある債権については、種類別では質的ないし金額的に重要性が乏しいと判断された3件を除き、残る全ての債権を対象としたが、調定件数や債務者数が膨大な数に上り、サンプリング調査とせざるを得ないものもあり、同一債権名で11件以上あるものは、10～20件程度のサンプリング調査とした。

7. 監査の実施期間

平成30年7月2日から同31年3月19日まで

8. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士・弁護士 竹原 正貴

(2) 補助者

公認会計士・税理士 北原 陽子

公認会計士・税理士 中村 健一

公認会計士・税理士 武藤 善行

弁護士 村越 芳美

弁護士 平賀 真明

弁護士 古平 弘樹

9. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

10. 参考文献

地方自治法の解釈や監査の視点の設定に当たって、各都道府県の過年度の監査結果報告書の他、『自治体財務の実務と理論—違法・不当といわれないうために』（橋本勇著、株式会社ぎょうせい、平成27年10月10日発行）、『債権法改正 事例にみる契約ルールの改正のポイント』（東京弁護士会法制委員会民事部会編集、新日本法規出版株式会社、平成29年7月16日発行）等を参考にした。

11. その他

この報告書は、法第252条の37第5項に規定する「監査の結果として報告」するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。

本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。

報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で数値が一致しない場合がある。

なお、先般改正された民法、商法との関係で、本文中、経過規定により現時点では現行法となっている改正前の民法や商法を旧民法・旧商法と表記し、改正後の民法を新民法と表記して区別することとする。また、改正されていない民法の規定を示す場合には、単に民法と表記した。

第2 監査対象の概要

1. 債権について

(1) 債権の概要

債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利であり（法第240条第1項）、普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない（同条第2項）、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる（同条第3項）。

(2) 債権の種類

監査対象としているのは金銭債権であり、金銭債権は、公債権（公法上の原因に基づいて発生する債権）と私債権（私法上の原因に基づいて発生する債権）に区分され、さらに、公債権は強制徴収公債権と非強制徴収公債権とに区分される。

(3) 債権管理の事務手続の概要

区分		強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
督促		法第231条の3の規定による行政処分		令第171条の規定による行政処分ではない
消滅時効の期間		原則5年。但し、他の法令に定めがある場合を除く(法第236条第1項)		民事債権は10年、商事債権は5年が原則(但し、民法その他の法律で様々な時効期間が定められている)
時効の援用		不要。時効期間の経過により、債務者による時効の援用を要せずに、債権は消滅する(法第236条第2項)		時効期間を経過しても、債務者による時効の援用がなければ債権は消滅しない(民法第145条)
発生原因		公法上の原因(処分)に基づいて発生		私法上の原因(契約、不当利得など)に基づいて発生
督促方法		納期限までに納付しない場合は、期限を指定して督促が必要(法第231条の3第1項)		期限を指定して督促が必要(法第240条第2項、令第171条)
財産調査の権限		質問・検査及び捜査の権限がある。	財産調査の権限はない。	
滞納処分・強制執行等		滞納処分により強制徴収できる(地方税法等)	訴訟、強制執行などの民事上の法的手段が必要(令第171条の2)	
執行停止 徴収停止		一定の要件に該当する場合は、執行停止できる(地方税法等)	一定の要件に該当する場合は、徴収停止できる(法第240条第3項、令第171条の5)	
時効	期間	5年(法第236条第1項。但し、個別の法律に定めがある場合を除く)		民法その他の法律による(旧民法では債権の種類により10年、5年、3年、2年、1年)。新民法(2020年4月1日以降発生するものに適用)では、種類を問わず原則5年となるので注意。
	中断理由	納入の通知、督促、差押え、債務の承認(一部納付等)など(法第236条第4項)		
	援用	不要(法第236条第2項)		要(民法第145条)
債務消滅		時効完成の場合、債務者による時効の援用は不要		時効完成の場合でも、債務者による時効の援用が必要

注：法とは地方自治法、令とは地方自治法施行令をいう。

2. 収入未済額・不納欠損額

＜群馬県（全体）の収入未済額・不納欠損処理の推移＞

収入未済額 (平成24年度末)	平成25年度			収入未済額 (平成25年度末)
	調定額(※1)	収入済額(※2)	不納欠損額	
8,258,258,070 円	693,019,852,111 円	693,055,423,081 円	759,237,437 円	7,463,449,663 円

収入未済額 (平成25年度末)	平成26年度			収入未済額 (平成26年度末)
	調定額(※1)	収入済額(※2)	不納欠損額	
7,463,449,663 円	701,883,422,841 円	701,998,861,988 円	849,349,692 円	6,498,660,824 円

収入未済額 (平成26年度末)	平成27年度			収入未済額 (平成27年度末)
	調定額(※1)	収入済額(※2)	不納欠損額	
6,498,660,824 円	746,778,205,258 円	746,774,910,637 円	591,166,139 円	5,910,789,306 円

収入未済額 (平成27年度末)	平成28年度			収入未済額 (平成28年度末)
	調定額(※1)	収入済額(※2)	不納欠損額	
5,910,789,306 円	727,658,153,308 円	727,730,724,740 円	709,827,101 円	5,128,390,773 円

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額(※1)	収入済額(※2)	不納欠損額	
5,128,390,773 円	736,643,149,923 円	736,582,800,193 円	592,739,051 円	4,596,001,452 円

(※1) 過年度収入未済額の繰越調定額を含めない。

(※2) 過誤納を除く。

3. 損失補償契約

年度	損失補償限度額	損失補償支払額	損失補償残高
平成25年度	4,874,700,000円	336,429,907円	1,869,478,752円
平成26年度	4,967,900,000円	206,922,991円	1,403,605,761円
平成27年度	5,060,100,000円	146,669,758円	1,349,136,003円
平成28年度	5,140,500,000円	175,600,781円	1,255,103,222円
平成29年度	5,164,200,000円	139,082,206円	1,169,375,173円

4. 監査対象とした債権・損失補償契約

監査対象債権を、所管する担当部課等の区分によって分類すると、以下のようになる。金額は平成29年度末収入未済額、または、(損失補償契約については)同年度末の損失補償残高である。

担当部	担当課／出先機関等		債権	金額
総務部	総務課	県立女子大学	大学授業料	803,700 円
生活文化スポーツ部	文化振興課	① 県立館林美術館 ② 県立自然史博物館	① 親権者に対する損害賠償請求権、 ② 行政財産使用料・光熱水費	① 1,568,603 円 ② 1,935,740 円
こども未来部	児童福祉課	② 児童相談所、 ③ 保健福祉事務所	① 児童扶養手当過払返納金、② 児童福祉法第56条徴収金、③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金	① 15,146,950 円 ② 43,460,090 円 ③ 188,035,996 円
健康福祉部	① 健康福祉課	保健福祉事務所	生活保護返還金・徴収金	102,649,921 円
	② 医務課		看護師等修学資金返還金	12,074,200 円
	③ 介護高齢課		介護福祉士修学資金返還金	1,083,800 円
	④ 保健予防課		特定疾患医療給付に係る返還金	207,980 円
	⑤ 障害政策課	②③ 保健福祉事務所、 ④ 児童相談所、 ⑤ しろがね学園	① 補装具費、② 知的障害者福祉法第27条負担金、③ 障害児福祉手当返還金、④ 心身障害児(者)措置費、⑤ 施設設備の修繕費用等	① 3,740 円 ② 522,285 円 ③ 114,880 円 ④ 9,513,772 円 ⑤ 2,250,471 円
環境森林部	① 廃棄物・リサイクル課		廃タイヤ撤去行政代執行費用納付命令金	46,931,000 円
	② 林業振興課		林業・木材産業改善資金等	65,839,814 円
	③ 森林保全課		① 治山事業請負契約に関する契約違約金及び前払金返還遅延利息 ② 生活環境保全林整備事業に関する前払金余剰額に係る返還利息	① 0 円 ② 0 円
農政部	① 農業構造政策課		① 農業改良資金貸付金 ② 損失補償契約	① 12,578,000 円 ② 12,348,272 円
	② 技術支援課		汚泥流出防止費用等償還請求権	25,077,490 円
	③ 農村整備課	中部農業事務所農村整備課	建設工事請負契約に関する前払金余剰額に対する返還利息	0 円
産業経済部	① 商政課		① 中小企業高度化資金貸付金、② 損失補償契約	① 4,863,415 円 ② 1,166,333,295 円

	②労働政策課		元労働相談員への過払報酬	70,108 円
県土 整備部	①道路 管理課	土木事務所	①損害賠償金、②建設工 事請負契約に関する契約 違約金・前払金余剰額に 係る返還利息、③道路占 用料	①11,291,546 円 ②403,391 円 ③22,168 円
	②道路 整備課	八ッ場ダム 水源地域対 策事務所、 土木事務所	建設工事請負契約に関す る契約違約金・前払金余 剰額に係る返還利息	0 円
	③河川 課	土木事務所	①建設工事請負契約に関 する契約違約金・前払金 余剰額に係る返還利息、 ②河川占用料	①1,273,929 円 ②487,022 円
	④砂防 課	土木事務所	建設工事請負契約に関す る契約違約金・前払金余 剰額に係る返還利息	0 円
	⑤都市 計画課	土木事務所	建設工事請負契約に関す る前払金余剰額に係る返 還利息	0 円
	⑥住宅 政策課	群馬県住宅 供給公社	県営住宅家賃	109,042,453 円
教育 委員会	管理課		①高等学校等奨学金貸付 金・同延滞利息、②全日 制高等学校授業料等	①5,768,004 円 ②576,716 円
	福利課		退職手当の返納金	1,554,840 円
	義務教育課		地域改善対策高等学校 等修学奨励金	28,587,014 円
	高校教育課		群馬県高等学校定時制 課程修学奨励金	168,000 円
警察 本部	警務課		給与過払金	0 円
	交通指導課		放置違反金・同延滞金	4,698,945 円

第3 担当部署ごとの指摘事項ないし意見の分布

以下に、指摘事項ないし意見の件数を示す。ただし、複数の分類に関連する指摘事項ないし意見は最も関係が深いと考えられる項目の指摘事項ないし意見とした。

なお、分布表の表頭の項目ごとの指摘事項ないし意見の概要は「第4 今年度の指摘事項ないし意見の概要」のとおりである。

指摘事項の分布	管理方法	記録方法	資料管理	職務分掌	計算方法	調定等	不納欠損	時効管理	不服申立	回収努力	財産調査	保証人等	相続人等	生活再建	その他	合計
全庁的課題																
総務部									1							1
生活文化スポーツ部																
こども未来部	1									2						3
健康福祉部		1				2		1		2						6
環境森林部		1					1									2
農政部																
産業経済部																
県土整備部			4	1			5			1					3	14
教育委員会					1			1							2	4
警察本部																
合計	1	2	4	1	1	2	6	2	1	5					5	30

意見の分布	管理方法	記録方法	資料管理	職務分掌	計算方法	調定等	不納欠損	時効管理	不服申立	回収努力	財産調査	保証人等	相続人等	生活再建	その他	合計
全庁的課題															2	2
総務部										1						1
生活文化スポーツ部					1		1	1						1		4
こども未来部	2		2	2		1		1	1		2		1	2		14
健康福祉部	1	2	3	1	3	1		3	1	7	4	2	4	1	3	36
環境森林部								1		1				1		3
農政部			1							3	1	1				6
産業経済部	1						1			1					3	6
県土整備部	1	2	1	1		1					5	1	2			14
教育委員会	1				1		2	3	1	5	2	3		1	2	21
警察本部								1		1						2
合計	6	4	7	4	5	3	4	10	3	19	14	7	7	6	10	109

監査結果 (指摘事項及び意見) の分布	管理方法	記録方法	資料管理	職務分掌	計算方法	調定等	不納欠損	時効管理	不服申立	回収努力	財産調査	保証人等	相続人等	生活再建	その他	合計
全庁的課題															2	2
総務部									1	1						2
生活文化スポーツ部					1		1	1						1		4
こども未来部	3		2	2		1		1	1	2	2		1	2		17
健康福祉部	1	3	3	1	3	3		4	1	9	4	2	4	1	3	42
環境森林部		1					1	1		1				1		5
農政部			1							3	1	1				6
産業経済部	1						1			1					3	6
県土整備部	1	2	5	2		1	5			1	5	1	2		3	28
教育委員会	1				2		2	4	1	5	2	3		1	4	25
警察本部								1		1						2
合計	7	6	11	5	6	5	10	12	4	24	14	7	7	6	15	139

第4 今年度の指摘事項ないし意見の概要

1. 全庁的課題

まず、今回、各部局が所管する債権について、その管理状況を網羅的に調べた結果に基づき、全庁的課題として、債権管理条例の必要性を検討するよう意見を述べた（意見1）。この理由として、債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法の適用を受ける場合等）にあり、資力の回復が困難であると認められ、私債権の消滅時効期間が経過しても、債務者による時効の援用がない場合等は、原則として、議会の承認を受けなければ、債権を放棄できない。これに対して、他県では、債権管理条例を設けて、債権放棄について、指針と要件を明確化している事例もある。また、定型的に回収困難と認められる場合に、その他の法的手段をどの程度活用すべきかといった点も定めている都府県もあり、群馬県においても、その必要性を検討していく必要があると考えられる。

次に、今回の監査の過程で準備がほとんどなされていないことが判明した改正民法（債権に関する部分は2020年4月1日施行）への対応を早急に検討するよう意見を述べた（意見2）。今回の民法の改正は、制定以来の大きな改正となっている。改正民法の影響を受けると考えられる項目として、大幅に改正された消滅時効はもちろん、法定利率、保証などの改正が影響する場面もある程度考えられる他、各種の契約に対する規律が変わり、経過措置が複雑である等、注意を要する項目が多岐に渡るため、担当部署での課題の洗い出し、集約と対策立案が喫緊の課題である。

以下、最も関係が深いと考えられる項目ごとに各部局が所管する債権に対する監査結果を分類して概要を示す。

2. 管理方法（管理方法・管理体制に関する指摘事項ないし意見）

（1）こども未来部

児童福祉法第56条徴収金（児童福祉課家庭福祉係）について、時限付きの債権管理担当職員の配置や業務プロセス及びノウハウのマニュアル化などの意見を述べた（意見16）。

母子父子寡婦福祉資金貸付金（児童福祉課ひとり親家庭支援係）について、請求先が不明となっている債権の債務者の相続関係の確認その他の処理を早急に行うよう求めた（指摘事項4）。また、同貸付金について、債務者が同貸付金と類似の貸付金を借り受けている場合は要件に該当しないのが原則であるが、類似の貸付金をリスト化するなどして要件該当性を円滑に判断できるようにする意見を述べた（意見18）。

（2）健康福祉部

心身障害児（者）措置費（障害政策課発達支援係）について、少なくとも、県内の児童相談所間で債権管理の方法について差異が生じている現状を改めるため、時限付きの債権管理担当職員の配置や業務プロセス及びノウハウのマニュアル化などの意見を述べた（意見51）。

（3）産業経済部

中小企業高度化資金貸付金（商政課金融係）について、数年単位で担当者である職員の異動等があることを踏まえ、現在の債権管理業務の手法をマニュアル化の検討をするのが望ましいとの意見を述べた（意見 68）。

（4）県土整備部

建設工事請負契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息（道路管理課工事事務係）について、土木事務所で出来高を判断する職員と債権管理担当の職員との情報を共有するよう意見を述べた（意見 73）。

（5）教育委員会

地域改善対策高等学校等修学奨励金（義務教育課人権教育推進係）について、年度ごとに別個の金銭消費貸借契約である以上、時効期間等の把握の必要もあるので、債務者ごとに1つの債権と扱うのではなく、契約ごとに管理するよう意見を述べた（意見 100）。

3. 記録方法（交渉等の記録方法に関する指摘事項ないし意見）

（1）健康福祉部

生活保護返還金・徴収金（健康福祉課地域福祉推進室保護係）について、富岡保健福祉事務所において、徴収活動状況記録票にケース記録があるのにないと記載され、複数人の押印がなされていた。誤謬があるだけでなく、組織内の牽制機能にも関わることなので、注意を喚起した（指摘事項 5）。

また、同記録票に2年間徴収活動を実施しなかった理由が記載されていないケースや、館林保健福祉事務所においては、徴収活動等は実施しているとみられるものの長期間記録がないケースも検出されたので、改善を求める意見を述べた（意見 23、25）。

（2）環境森林部

林業・木材産業改善資金等のうち、群馬県林業後継者等特別対策資金（林業振興課林業団体係）について、事務取扱要領で作成・保存が求められる業後継者等特別対策資金貸付金管理台帳を作成し、借受者ごとの償還状況等を明確に記録すべきであり、他の方法による管理をするのであれば、同要領を改定する必要がある点を指摘した（指摘事項 12）。

（3）県土整備部

建設工事請負契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息（道路整備課工事事務係）について、債務者との経過の記録を作成して担当者が変わっても経過がわかるようにしておくべきであり（意見 77）、その際、時効を意識できるような様式にしておくべきであるとの意見を述べた（意見 78）。

4. 資料管理（債権の資料管理に関する指摘事項ないし意見）

（1）こども未来部

児童福祉法第56条徴収金（児童福祉課家庭福祉係）について、児童相談所において文書管理規程の保存期間を超えた文書は、時効消滅前の債権に関するものでも破棄されているケースがあったが、債権のすべてが消滅するまでは、債権発生時の資料をすべて残しておくよう意見を述べた（意見 12）。

母子父子寡婦福祉資金貸付金（児童福祉課ひとり親家庭支援係）について、借受人に対しては、貸付決定通知書だけでなく、借用書の写しも交付するよう意見を述べた（意見19）。

（2）健康福祉部

心身障害児（者）措置費（障害政策課発達支援係）について、児童相談所において、時効消滅していない債権の発生時の資料は文書管理規程の保存期間を経過しても残すよう意見を述べた（意見47）。

しろがね学園（障害政策課発達支援係）の①施設設備修繕費用・②施設入所特定費用・④施設入所利用者負担金について、別管理されている、債権の回収状況を記録した「徴収簿」と債務者との過去の交渉履歴である「滞納督促記録」は、債務者ごとに情報を統合して作成するよう意見を述べた（意見52）。上記②④につき、時効完成前に関係書類が文書管理規程の保存期間経過を理由に廃棄されていたので、保存期間を見直すべきであるとの意見を述べた（意見56）。

（3）農政部

農業改良資金貸付金（農業構造政策課農業金融係）について、時効完成前に貸付決定時の書類が廃棄されていたケースがあり、文書の保存期間を見直すか、保存期間延長の措置を採る基準を設定すべきであるとの意見を述べた（意見61）。

（4）県土整備部

建設工事請負契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息（道路管理課工事事務係及び河川課工事事務係、砂防課砂防管理係、都市計画課工事事務係）につき、土木事務所において、債権の発生原因となる契約の根拠資料を債権が未回収であったにも関わらず破棄している事例があり、保存しておくべきことを指摘した（指摘事項13、17、19、21）。

県営住宅家賃（住宅政策課住宅管理係・滞納対策係）について、大量の文書の検索がしやすいよう適正に保管するよう意見を述べた（意見85）。

5. 職務分掌等（職務分掌等に関する指摘事項ないし意見）

（1）こども未来部

児童福祉法第56条徴収金（児童福祉課家庭福祉係）について、中央児童相談所においても、収納事務の円滑化のため、他の児童相談所と同じように、児童福祉司を分任出納員として任命し、当該債権の管理体制の充実を図るべきであるとの意見を述べた（意見14）。

母子父子寡婦福祉資金貸付金（児童福祉課ひとり親家庭支援係）について、収入未済が多いのに担当者が少ない保健福祉事務所もあるので、組織内の体制の見直しもしくは人員の増員等を検討するよう意見を述べた（意見21）。

（2）健康福祉部

心身障害児（者）措置費（障害政策課発達支援係）についても、前述の児童福祉法第56条徴収金と同様、中央児童相談所においても、各地区担当児童福

社司を分任出納員として任命し、当該債権の管理体制の充実を図るべきであるとの意見を述べた（意見４９）。

（３）県土整備部

河川占用料（河川課河川管理係）について、慣例により、出納員でも分任出納員でもない者が、直接収納を受けている実態があったので、直接収納を受けることのできる者を確認し、それを周知徹底すべきである（指摘事項１８）と共に、分任出納員を任命するなどして、直接収納することが可能な職員が滞納者を訪問するようにすべきであるとの意見を述べた（意見８１）。

６．計算方法（債権の計算方法等に関する指摘事項ないし意見）

（１）生活文化スポーツ部

館林美術館の損害賠償請求権（文化振興課文化施設係）について、債務者の実情を踏まえて遅延損害金を請求しないとしても、遅延損害金が債権として発生している以上、債権として適切な管理方法等を検討するよう意見を述べた（意見５）。

（２）健康福祉部

生活保護返還金・徴収金（健康福祉課地域福祉推進室保護係）について、富岡保健福祉事務所において、交通事故の示談金からではなく、保護費から病院への交通費を差し引いて、費用の返還金額を算出している事例があったが、交通費は示談金に含まれるとみるべきで、保護費から差し引く必要はないとした（意見２２）。また、生活保護法第７８条に基づく徴収金額を算定するにあたり、債務者からの事情聴取だけでなく、債務者の主張する内容に客観的な裏付けがあるのか否かを厳格に判断するよう意見を述べた（意見２４）。

介護福祉士修学資金返還金（介護高齢課介護人材確保対策室人材確保係）について、返還計画書の提出を求める際に記載事項として県が示した返還額に誤りが認められた事例が検出されたので、内部統制の充実を求める意見を述べた（意見３５）。

（３）教育委員会

地域改善対策高等学校等修学奨励金（義務教育課人権教育推進係）について、延滞利息が発生するか否かの分かれ目となる滞納の「正当な理由」の判断基準を要綱等により明確化すべきであるとの意見を述べた（意見１０２）。

群馬県高等学校定時制課程修学奨励金（高校教育課生徒指導係）について、条例上発生する延滞利息の請求をすることを求めた（指摘事項２９）。

７．調定等（債権の調定等に関する指摘事項ないし意見）

（１）こども未来部

児童福祉法第５６条徴収金（児童福祉課家庭福祉係）について、合算する際に債務者ごとか施設種別ごとかで不揃いである調定件数の捉え方の統一を求める意見を述べた（意見１１）。

（２）健康福祉部

看護師等修学資金返還金（医務課看護係）と介護福祉士修学資金返還金（介

護高齢課介護人材確保対策室人材確保係) について、貸付金の返還義務が生じている者について長年調定を行っていない問題につき、条例で定めた期間内に調定を行い、返還請求すべき点を指摘した(指摘事項6、8)。

心身障害児(者)措置費(障害政策課発達支援係)につき、児童福祉法第56条徴収金(こども未来部児童福祉課家庭福祉係)と同様、児童相談所間の調定件数の捉え方の統一させることを求める意見を述べた(意見46)。

(3) 県土整備部

河川占用料(河川課河川管理係)について、清算終了及び閉鎖登記が行われた法人に対する債権を調定するようなことがないように、調定に際しては、債務者の存在確認を行うよう意見を述べた(意見84)。

8. 不納欠損処理(不納欠損処理に関する指摘事項ないし意見)

(1) 生活文化スポーツ部

館林美術館の損害賠償請求権(文化振興課文化施設係)につき、回収可能性が乏しいとみられるため、費用対効果を考え、速やかな債権放棄を検討するよう意見を述べた(意見6)。

(2) 環境森林部

林業・木材産業等改善資金等(林業振興課林業団体係)について、破産免責許可決定となった債務者に対する貸付債権は債権放棄等の処理を行うべき点を指摘した(指摘事項11)。

(3) 産業経済部

元労働相談員への過払報酬(労働政策課労働政策係)について、債権放棄の判断を先送りせず、回収可能性が乏しい債権としての処理を求める意見を述べた(意見70)。

(4) 県土整備部

建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息(道路管理課工事事務係、道路整備課工事事務係、河川課工事事務係、砂防課砂防管理係、都市計画課工事事務係)につき、各土木事務所において、法人である債務者について、回収可能性がないことが明らかな類型である破産手続の廃止や終結の根拠資料を入手していたのであれば、適時・適切に不納欠損処理をすべき点を指摘した(指摘事項14、15、16、20、22)。

(5) 教育委員会

高等学校等奨学金貸付金・同延滞利息(管理課支援助成係)や全日制高等学校授業料等(管理課県立学校財務係・高校教育課教科指導係)につき、時効期間が経過した収入未済の債権について、不納欠損処理の検討をするよう意見を述べた(意見88、90)。もっとも、このような公平性と効率性の衡量に関わる問題は、県全体としての債権処理の基本的な枠組みの提示が必要であり、担当部署の課題であると同時に全庁的課題ともいえる(意見1参照)。

9. 時効管理(時効管理に関する指摘事項ないし意見)

(1) 生活文化スポーツ部

館林美術館の損害賠償請求権（文化振興課文化施設係）につき、債権の性質を意識して消滅時効の起算点を把握し、消滅時効制度の周知徹底を図るよう意見を述べた（意見４）。

（２）こども未来部

母子父子寡婦福祉資金貸付金（児童福祉課ひとり親家庭支援係）について、時効完成した後も時効完成前と同様の管理を続けるのではなく、外部委託から直接管理に戻して対応を協議することなどを求める意見を述べた（意見１７）。

（３）健康福祉部

看護師等修学資金返還金（医務課看護係）について、債務者は、通常、返還期間内に月賦均等払の方法で返還を行うことになるため、月単位で行われる調定毎に消滅時効の起算点を管理することが必要となる点を指摘した（指摘事項７）。

介護福祉士修学資金返還金（介護高齢課介護人材確保対策室人材確保係）について、時効期間経過前にどのような措置を採ったのか明らかにし、長年応答がない修学生に対して時効中断（更新）措置を採るよう意見を述べた（意見３８）。

特定疾患医療給付に係る返還金（保健予防課難病対策係）について、比例按分により配当金が入金された場合、同一債務者（破産者）に対する複数の債権を有していたのであれば、比例按分により充当し、各債権の時効を中断させるよう意見を述べた（意見３９）。

障害者福祉手当返還金（障害政策課社会参加推進係）について、債務承認書を徴求して時効中断措置を採るよう意見を述べた（意見４４）。

（４）環境森林部

林業・木材産業等改善資金等（林業振興課林業団体係）について、複数の表を確認しなければ、時効の起算点が把握できない等、改善の余地のある時効管理の方法について改善するよう意見を述べた（意見５９）。

（５）教育委員会

高等学校等奨学金貸付金・同延滞利息（管理課支援助成係）や地域改善対策高等学校等修学奨励金（義務教育課人権教育推進係）について、時効期間が経過する前に債務承認書を徴求するなどして時効中断措置を採るよう意見を述べた（意見８９、９９）。

群馬県高等学校定時制課程修学奨励金（高校教育課生徒指導係）について、定期給付債権ではなく割賦払債権なので、時効期間の認識を改めるべき点を指摘し（指摘事項２８）、時効を意識するために納期限、最終支払日等を表にしておくなど合理的な管理方法を採るよう意見を述べた（意見１０３）。

（６）警察本部

放置違反金・同延滞金（交通指導課駐車対策係）につき、発生後、納入されずに相当期間が経過したものについては、消滅時効完成前に時効中断措置を採るよう意見を述べた（意見１０９）。

10. 不服申立の教示（不服申立ての教示に関する指摘事項ないし意見）

（1）総務部

大学授業料（総務課企画予算係）につき、納入通知及び督促に際して不服申立ての教示をすべき点を指摘した（指摘事項1）。大学授業料については、（2）及び（3）において後述の二つの債権と異なり、他の通知書等にも不服申立の教示がなかった。教示の方法については一定の裁量が認められても、何ら教示しないことは認められないと判断したため、意見ではなく、指摘事項とした。

（2）こども未来部

児童扶養手当過払返納金（児童福祉課ひとり親家庭支援係）につき、納入通知及び督促に際しても不服申立ての教示をするよう意見を述べた（意見8）。

（3）健康福祉部

障害児福祉手当返還金（障害政策課社会参加推進係）につき、上記と同様に、不服申立ての教示をするよう意見を述べた（意見45）。

（4）教育委員会

退職手当の返納金（福利課年金係）について、今後も退職手当の返納処分を行う場合には、当該処分の根拠法令のみならず、当該処分の原因となる事実や判断過程をも示すべきであるとの意見を述べた（意見95）。

11. 回収努力等（債権の回収努力等に関する指摘事項ないし意見）

（1）総務部

大学授業料（総務課企画予算係）につき、平成15年度の外部監査で指摘されていた、未収債権の督促手続についてマニュアル化を進めることを改めて求める意見を述べた（意見3）。

（2）こども未来部

児童福祉法第56条徴収金（児童福祉課家庭福祉係）について、費用徴収事務納入指導実施要領に則って、未納者に対する指導を徹底し（指摘事項2）、各児童相談所が納入指導計画書の提出期限を遵守すべき点を指摘した（指摘事項3）。

（3）健康福祉部

生活保護返還金・徴収金（健康福祉課地域福祉推進室保護係）について、館林保健福祉事務所において、群馬県生活保護費等返還金等に係る事務処理要領で規定する年2回以上、債務者に対する催告等ができるような体制作りを求める意見を述べた（意見26）。また、吾妻保健福祉事務所の事例検討から、県全体としての取り組み課題でもあるが（意見1参照）、遊休不動産を有する被保護者に対する返還金の回収手段として裁判手続も活用すべきであるとの意見を述べた（意見29）。

看護師等修学資金返還金（医務課看護係）について、債権の回収事務に関して属人的とならないようにマニュアル化を進めるよう意見を述べた（意見31）。

介護福祉士修学資金返還金（介護高齢課介護人材確保対策室人材確保係）については、書類送付後等のフォローが不十分であるケースが散見されたため、

改善を求める意見を述べた（意見 36）。また、同返還金について、退学あるいは離職後、通知等の送付以外に本人と連絡を取った記録がない事例もあったため、早急な対応を求める意見を述べた（意見 37）。

心身障害児（者）措置費（障害政策課発達支援係）につき、実施要領に従った措置をなし得るよう、未納者に対する指導を徹底すべきことを指摘した（指摘事項 9）。また、同措置費について、各児童相談所から県の担当部署に対する納入指導計画書の提出期限が遵守されていなかった点も指摘した（指摘事項 10）。

しろがね学園（障害政策課発達支援係）の②施設入所特定費用と④施設入所利用者負担金について、債務者の近況把握が電話連絡のみとなっているケースがあったので、訪問や面談も定期的実施するよう意見を述べた（意見 54）。さらに、同債権について、長期にわたり債務者と連絡が取れていないケースもあったので、定期的連絡を取るよう意見を述べた（意見 55）。

（4）環境森林部

林業・木材産業等改善資金等（林業振興課林業団体係）について、群馬県森林組合連合会に対して各債務者に対する催告状況等について定期的に報告を受けるよう意見を述べた（意見 58）。

（5）農政部

農業改良資金貸付金（農業構造政策課農業金融係）について、督促や催告を繰り返しているだけで、それ以上の手段は講じられていないケースがあったので、法的手段による回収や債権放棄等も考慮することを求め（意見 63）、債務者を定期的に訪問し、面談することも求める意見を述べた（意見 64）。また、同貸付金について、連帯保証人が定期的に納付している場合であっても、長期間連絡を取っていない債務者本人とは、所在や近況を確かめるためにも、連絡を取るよう意見を述べた（意見 66）。

（6）産業経済部

元労働相談員への過払報酬（労働政策課労働政策係）について、県の本人訴訟で勝訴判決を得て強制執行準備まで行った数少ない事例でもあるので、訴訟経験が少ない他の部署との間でノウハウの共有を図るよう意見を述べた（意見 72）。

（7）県土整備部

県営住宅家賃（住宅政策課住宅管理係・滞納対策係）について、場合によっては債権回収の有効な手段ともなり得る訴訟上の和解に原則応じないとの要領の定めを改めるべき点を指摘した（指摘事項 26）。

（8）教育委員会

高等学校等奨学金貸付金・同延滞利息（管理課支援助成係）について、電話による催告以外に、書面及び訪問による催告を実施するよう意見を述べた（意見 87）。また、全日制高等学校授業料等（管理課県立学校財務係・高校教育課教科指導係）について、法的措置に関する取扱要綱や事務取扱要領に基づき、

教育的配慮をしつつ、悪質な債務者には、支払督促の申立て等の法的措置の実施を検討するよう意見を述べた（意見 9 2）。

地域改善対策高等学校等修学奨励金（義務教育課人権教育推進係）について、奨学生の親に連絡を取るだけでなく、奨学生本人への連絡も行うよう意見を述べた（意見 9 7）。また、未納者に対する定期的な催告書の発送や家庭訪問を、年間を通じて継続的に行うことも求める意見を述べた（意見 1 0 1）。

群馬県高等学校定時制課程修学奨励金（高校教育課生徒指導係）について、催告の方法として、電話と訪問以外に書面も用いるよう意見を述べた（意見 1 0 5）。

（9）警察本部

給与過払金（警務課給与係）につき、より早い時点で、債務者に対する訴訟提起等の法的措置を検討すべきであったとの意見を述べた（意見 1 0 8）。

1 2．財産調査等（財産調査等に関する指摘事項ないし意見）

（1）こども未来部

児童扶養手当過払返納金（児童福祉課ひとり親家庭支援係）について、債務者の資産、収入・支出の状況等、財産調査に努めるよう意見を述べた（意見 9）。

児童福祉法第 5 6 条徴収金（児童福祉課家庭福祉係）について、負担能力の認定に関してのみでなく、費用の徴収の事務にあたっては、債務者の市町村民税額を調査すべきであるとの意見を述べた（意見 1 3）。

（2）健康福祉部

障害児福祉手当返還金（障害政策課社会参加推進係）につき、扶養義務者（相続人）の財産調査のために入手する資料が限定され過ぎており、債権回収のための財産調査として不十分であるとの意見を述べ（意見 4 1）、また、異動状況調査を実効的にするよう意見を述べた（意見 4 3）。

心身障害児（者）措置費（障害政策課発達支援係）につき、児童福祉法第 5 6 条徴収金（こども未来部児童福祉課家庭福祉係）と同様、費用の徴収の事務にあたっては、市町村民税額を調査すべきとの意見を述べた（意見 4 8）。

しろがね学園（障害政策課発達支援係）の②施設入所特定費用と④施設入所利用者負担金について、債務者の財産調査を行うよう意見を述べた（意見 5 3）。

（3）農政部

農業改良資金貸付金（農業構造政策課農業金融係）について、債務者の財産調査を行うよう意見を述べた（意見 6 2）。

（4）県土整備部

建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息（道路管理課工事事務係、河川課工事事務係）につき、不納欠損処理に向けて情報を収集するよう意見を述べた（意見 7 4、8 0）。また、同違約金・同返還利息（河川課工事事務係）については、納入通知等が届かず返戻されており、債務者の情報の調査をするよう意見を述べた（意見 7 9）。

河川占用料（河川課河川管理係）について、債務者の資産調査（意見 8 2）

と法人の実態調査（意見 83）を行うよう意見を述べた。

（5）教育委員会

地域改善対策高等学校等修学奨励金（義務教育課人権教育推進係）について、免除期間中や連絡が取れている場合であっても、4年に一度は、奨学生本人の住所の確認を行うよう意見を述べた（意見 98）。

群馬県高等学校定時制課程修学奨励金（高校教育課生徒指導係）について、債務者の住所が不明の場合は住民票の調査をするよう意見を述べた（意見 106）。

13. 保証人等（保証人、複数債権者等に関する指摘事項ないし意見）

（1）健康福祉部

看護師等修学資金返還金（医務課看護係）について、実印と印鑑証明書によって保証人の保証意思を確認するよう意見を述べた（意見 30）。

介護福祉士修学資金返還金（介護高齢課介護人材確保対策室人材確保係）について、修学資金貸与契約書と修学資金返還計画書の氏名及び筆跡を確認するよう意見を述べた（意見 33）。

（2）農政部

農業改良資金貸付金（農業構造政策課農業金融係）について、債務者本人からの返済が遅滞している場合には、連帯保証人からも積極的に回収を図るよう意見を述べた（意見 65）。

（3）県土整備部

県営住宅家賃（住宅政策課住宅管理係・滞納対策係）について、より積極的に保証人に対する訴訟提起も検討するよう意見を述べた（意見 86）。

（4）教育委員会

全日制高等学校授業料等（管理課県立学校財務係・高校教育課教科指導係）につき、債務者及び保護者だけでなく、保証人に対しても定期的に催告等を行うよう意見を述べた（意見 93）。また、保証人の徴求と誓約書の提出について、管理規則に基づいて、漏れなく実施するよう意見を述べた（意見 94）。

群馬県高等学校定時制課程修学奨励金（高校教育課生徒指導係）について、連帯保証人に対しても適時に請求するよう意見を述べた（意見 104）。

14. 相続人等（相続人への対応等に関する指摘事項ないし意見）

（1）こども未来部

児童扶養手当過払返納金（児童福祉課ひとり親家庭支援係）について、債務者の相続人の調査をするよう意見を述べた（意見 10）。

（2）健康福祉部

生活保護返還金・徴収金（健康福祉課地域福祉推進室保護係）について、吾妻保健福祉事務所の案件での検出事項から、債務者死亡後は速やかに相続放棄の申述の有無の調査を行うよう意見を述べた（意見 27）。

看護師等修学資金返還金（医務課看護係）について、債務者が死亡した場合、債務者の相続人を確定し、主債務の時効中断を図るよう意見を述べた（意見 32）。

障害児福祉手当返還金（障害政策課社会参加推進係）につき、渋川保健福祉事務所と太田保健福祉事務所の案件での検出事項から、扶養義務者以外の相続人についても調査するよう意見を述べた（意見４２）。

補装具費（障害政策課支援調整係）について、早急に収入未済額の処理を実施するよう意見を述べた（意見４０）。

（３）県土整備部

道路占用料（道路管理課道路管理係）につき、債務者本人死亡の場合の相続人の調査（意見７５）と相続放棄の有無（意見７６）を調査するよう意見を述べた。

15. 債務者の生活再建（債務者の生活再建に関する指摘事項ないし意見）

（１）生活文化スポーツ部

自然史博物館の行政財産使用料・光熱水費（文化振興課文化施設係）について、徴収停止と債権放棄の検討を行うよう意見を述べた（意見７）。

（２）こども未来部

児童福祉法第５６条徴収金（児童福祉課家庭福祉係）について、生活が困窮していると認められる債務者について、特に、債務者から生活保護受給証明書が提出されているような場合には、要件該当性を検討の上、徴収停止や執行停止も行うよう意見を述べた（意見１５）。

母子父子寡婦福祉資金貸付金（児童福祉課ひとり親家庭支援係）について、不納欠損を視野に入れた滞納者の状況調査の促進を図るよう意見を述べた（意見２０）。

（３）健康福祉部

心身障害児（者）措置費（障害政策課発達支援係）につき、児童福祉法第５６条徴収金（こども未来部児童福祉課家庭福祉係）と同様に、要件該当性を検討の上、徴収停止や執行停止も行うよう意見を述べた（意見５０）。

（４）環境森林部

林業・木材産業等改善資金等（林業振興課林業団体係）について、債務者が生活保護受給者となった場合など債権回収が困難な場合の対応方針を検討するよう意見を述べた（意見６０）

（５）教育委員会

群馬県高等学校定時制課程修学奨励金（高校教育課生徒指導係）について、免除・猶予等の規定を活用するよう意見を述べた（意見１０７）。

16. その他（その他の指摘事項ないし意見）

（１）健康福祉部

生活保護返還金・徴収金（健康福祉課地域福祉推進室保護係）について、吾妻保健福祉事務所の案件での検出事項から、不正受給事案で収入未済額を増大させないための対策として、①返還金・徴収金の事前説明の強化、②被保護者の申告義務違反に対する厳正な対処、③同種事案における保護廃止決定の判断の早期化を図るよう意見を述べた（意見２８）。

介護福祉士修学資金返還金（介護高齢課介護人材確保対策室人材確保係）について、債務者の問い合わせに長期間対応していない事例について、早急な対応を求める意見を述べた（意見 35）。

しろがね学園（障害政策課発達支援係）の③嘱託職員報酬返納金について、欠勤がある場合は、当月の給与を減額して支給すべきであるとの意見を述べた（意見 57）。

（2）産業経済部

中小企業高度化貸付金（商政課金融係）について、貸付事務については、新たに作成した事務全体のフローに基づき取扱を行い、複数人で確認を行うなど、貸付事務が適正に行われる体制を確保するよう意見を述べた（意見 67）。

損失補償契約（商政課金融係）について、融資枠を設定する際の根拠等を明確にしておくよう意見を述べた（意見 69）。

元労働相談員への過払報酬（労働政策課労働政策係）について、非常勤嘱託職員の給与支給の前払いをやめ、後払いにするべきとの意見を述べた（意見 71）。

（3）県土整備部

県営住宅家賃（住宅政策課住宅管理係・滞納対策係）について、県営住宅家賃についての法的性格を公債権として扱う施行年月日を明確にすべき点を指摘した（指摘事項 23）。また、実務や書式と要領の齟齬につき、要領どおり実施するか、要領を改正するなどして、解消すべき点を指摘した（指摘事項 24）。さらに、契約書における不要な文言を削除すべき点を指摘した（指摘事項 25）。

（4）教育委員会

全日制高等学校授業料等（管理課県立学校財務係・高校教育課教科指導係）につき、実態と合わなくなっている事務取扱要綱の改正を求める意見を述べた（意見 91）。

退職手当の返納金（福利課年金係）について、分割弁済により毎月納付を受ける額の増額の検討も求める意見を述べた（意見 96）。

地域改善対策高等学校等修学奨励金（義務教育課人権教育推進係）について、直接連絡を取れていない奨学生本人名義書面の作成名義の確認が必要である点を指摘した（指摘事項 27）。

群馬県高等学校定時制課程修学奨励金（高校教育課生徒指導係）について、条例の文言を読み替えている事務取扱の誤りを是正すべき点を指摘した（指摘事項 30）。

以上